

保険プラン

計算基準日 平成19年 7月 1日

作成日 平成19年 6月 1日



TOKIOMARINE
NICHIDO

被保険者 35歳 男性 様

35歳 男性

1

保険種類	保険金額（初年度）	保険期間	払込期間	払込方法	保険料
家計保障定期保険[無配当] (定額型1年)	基準給付金月額 20万円	65歳	65歳	月払 口座振替	8,400円
リビング・ニーズ特約					
指定代理請求特約					
小計					8,400円

一部一時払保険料 0円

一括・前納保険料 0円

ボーナス月保険料 0円

合計保険料（一回分） 8,400円

初回払込保険料 8,400円

注意事項

・家計保障定期保険(主契約・特約)の家計保障期間満了時は保険期間満了時に同じです。

保障グラフ

計算基準日 平成19年 7月 1日
作成日 平成19年 6月 1日

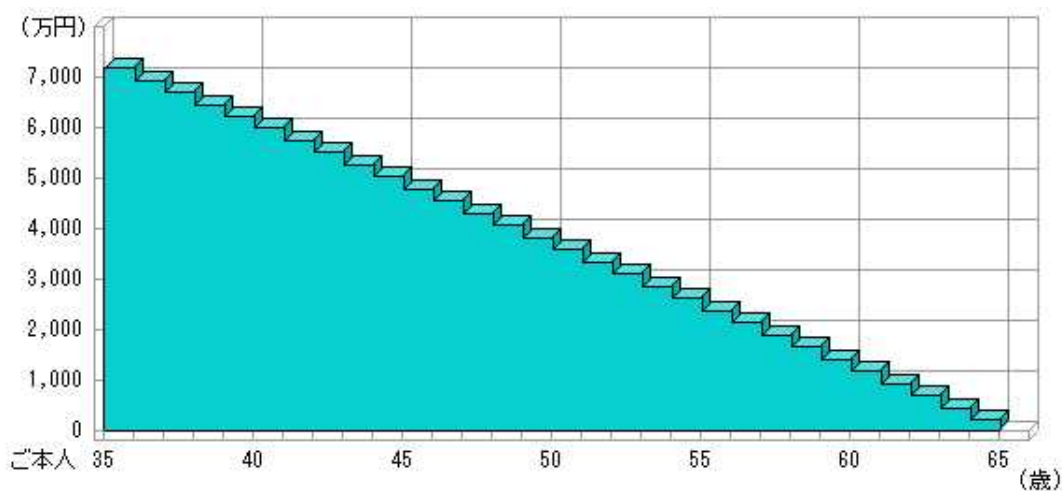
35歳 男性様に以下のプランをご提案します。

35歳 男性 様

35歳 男性 生年月日：

総額でのお受取りイメージ

■ 家計保障保険 定額・1年



(注) 記載の保険金額は、普通死亡による死亡・高度障害の場合の保障額で表示しています。

(単位：万円)

年齢	一時金	分割金受取総額	満期金 (万円)	年齢	一時金	分割金受取総額	満期金 (万円)	年齢	一時金	分割金受取総額	満期金 (万円)
35	0	7,200	0	45	0	4,800	0	55	0	2,400	0
36	0	6,960	0	46	0	4,560	0	56	0	2,160	0
37	0	6,720	0	47	0	4,320	0	57	0	1,920	0
38	0	6,480	0	48	0	4,080	0	58	0	1,680	0
39	0	6,240	0	49	0	3,840	0	59	0	1,440	0
40	0	6,000	0	50	0	3,600	0	60	0	1,200	0
41	0	5,760	0	51	0	3,360	0	61	0	960	0
42	0	5,520	0	52	0	3,120	0	62	0	720	0
43	0	5,280	0	53	0	2,880	0	63	0	480	0
44	0	5,040	0	54	0	2,640	0	64	0	240	0

保障の一覧

計算基準日 平成19年 7月 1日

作成日 平成19年 6月 1日

35歳 男性様の保障内容は以下のとおりです。

新規設計保険の支払事由および支払条件	保険金額(初年度)・給付金額			年金額 (初年度)
	ご本人	配偶者	お子様	
死亡されたとき	病気の時	---	---	月額20万円
	災害の時	---	---	月額20万円
高度障害になられたとき	病気の時	---	---	月額20万円
	災害の時	---	---	月額20万円
余命 6 ヶ月以内と判断されたとき (1)		3,000万円	---	---

注意事項

- リビング・ニーズ特約によりお支払する表示の保険金は初年度の限度額です。なお、お支払額は指定保険金額に対応する6ヵ月間の利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額となります。また、同一被保険者について他のご契約の指定保険金額と通算して3,000万円以内とします。

明細表

計算基準日 平成19年 7月 1日
作成日 平成19年 6月 1日

35歳 男性様の保険金額、保険料、解約返戻金の推移明細は次のようになっております。

(単位：円)

経過年数	年齢(歳)	普通死亡保険金額			年金年額 満期保険金額 健康給付金額	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金でのお受取り	分割でお受取りの場合						
			一時金+分割金 受取総額	初年度 特約年金月額					
1	36	53,847,000	69,600,000	200,000	---	100,800	16,000	15.8	---
2	37	52,346,000	67,200,000	200,000	---	201,600	49,600	24.6	---
3	38	50,819,000	64,800,000	200,000	---	302,400	80,400	26.5	---
4	39	49,265,000	62,400,000	200,000	---	403,200	107,600	26.6	---
5	40	47,683,000	60,000,000	200,000	---	504,000	132,200	26.2	---
6	41	46,074,000	57,600,000	200,000	---	604,800	153,600	25.3	---
7	42	44,437,000	55,200,000	200,000	---	705,600	171,600	24.3	---
8	43	42,772,000	52,800,000	200,000	---	806,400	183,400	22.7	---
9	44	41,077,000	50,400,000	200,000	---	907,200	190,600	21.0	---
10	45	39,352,000	48,000,000	200,000	---	1,008,000	193,000	19.1	---
11	46	37,597,000	45,600,000	200,000	---	1,108,800	190,600	17.1	---
12	47	35,812,000	43,200,000	200,000	---	1,209,600	183,600	15.1	---
13	48	33,995,000	40,800,000	200,000	---	1,310,400	172,000	13.1	---
14	49	32,147,000	38,400,000	200,000	---	1,411,200	155,800	11.0	---
15	50	30,266,000	36,000,000	200,000	---	1,512,000	134,800	8.9	---
16	51	28,352,000	33,600,000	200,000	---	1,612,800	109,400	6.7	---
17	52	26,405,000	31,200,000	200,000	---	1,713,600	80,200	4.6	---
18	53	24,424,000	28,800,000	200,000	---	1,814,400	47,600	2.6	---
19	54	22,408,000	26,400,000	200,000	---	1,915,200	13,200	0.6	---
20	55	20,357,000	24,000,000	200,000	---	2,016,000	0	0.0	---
21	56	18,269,000	21,600,000	200,000	---	2,116,800	0	0.0	---
22	57	16,146,000	19,200,000	200,000	---	2,217,600	0	0.0	---
23	58	13,985,000	16,800,000	200,000	---	2,318,400	0	0.0	---
24	59	11,786,000	14,400,000	200,000	---	2,419,200	0	0.0	---
25	60	9,549,000	12,000,000	200,000	---	2,520,000	0	0.0	---
26	61	7,273,000	9,600,000	200,000	---	2,620,800	0	0.0	---
27	62	4,957,000	7,200,000	200,000	---	2,721,600	0	0.0	---
28	63	2,600,000	4,800,000	200,000	---	2,822,400	0	0.0	---
29	64	2,402,000	2,400,000	200,000	---	2,923,200	0	0.0	---
30	65	---	0	---	---	3,024,000	0	0.0	---
									以下余白

注意事項

- 普通死亡保険金額(一時金・分割金)受取総額には、家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金支払額を含んでいます。
- 普通死亡保険金額(一時金)は家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金を一時金で受け取った場合にお受け取りいただける金額(原則として当該保険年度の最終日の値)とその他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金の合計です。
- 尚、契約直後の一時金で受け取った場合の累計額は56,652,000円です。
- 一時金+分割金受取総額は、家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金を分割で毎月受け取った場合の積算累計額と、その他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金額との合計です。
- とは同じ保障内容を受け取り方法の違いで表示したものであり、重複して受け取ることはできません。
- また、の分割金月額は、死亡・高度障害となられたとき、家計保障定期保険(主契約・特約)により毎月お受け取りいただける額です。
- 家計保障定期保険(主契約・特約)を分割でお受け取りの際、毎月受け取る給付金は雑所得として所得税・住民税の課税対象となります。課税所得(その年の受取金額-必要経費)が25万円以上の場合、その差引金額の10%を源泉徴収して、弊社が国に納付いたします。
- 各種定期保険の解約返戻金は、契約当初においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。
- 実際の解約返戻金の額は、経過年月数・払込年月数などによって異なりますのでご注意ください。